

不屈

社報タイトル「不屈」は社内で掲げる2022年の標語です。



No. 191

発行責任者 / 小林 政 仁

発行日 / 2022年5月1日



● 会計 ● 相続 ● 経営コンサルテイング

小林合同会計

代表社員 小林 政 氏 税理士 山 野 基 尚
代表社員 小林 政 仁 税理士 須 賀 保 雄

税理士法人 小林合同会計

〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号

TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602

URL: <https://www.kg-tax.jp>

6月の税務

● 6月10日

1. 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（前年12月～当年5月分）の納付

● 6月15日

2. 所得税の予定納税額の通知

● 6月30日

3. 4月決算法人の確定申告〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
4. 1月, 4月, 7月, 10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税及び地方消費税〉
5. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税及び地方消費税〉
6. 10月決算法人の中間申告〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
7. 消費税の年税額が400万円超の1月, 7月, 10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税及び地方消費税〉
8. 消費税の年税額が4,800万円超の3月, 4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2か月分）〈消費税及び地方消費税〉

● 6月, 8月, 10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日

9. 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）

※デスクマット等に挟んでご利用ください。

税務マメ知識

久保 孝一

令和4年税制改正（賃上げ促進税制）

賃上げ促進税制とは、令和4年4月1日から施行される賃上げに取り組む企業や個人事業主を支援する政府の施策です。

雇用者全体の給与等支給額の増加額について税額が控除されます。適用企業は青色申告をする全企業で、大企業は雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大30%、中小企業の場合は最大40%を税額控除されます。（税額控除の限度額は、法人税額又は所得税額の20%です。）

中小企業の必須要件は下記の通りです。

～必須要件～

- ・雇用者全体の給与等支給額が前年度比で2.5%以上増加 ⇒ 30%税額控除
または
- ・雇用者全体の給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加 ⇒ 15%税額控除
- ・さらに、教育訓練費が前年度比で10%以上増加した場合には追加で10%税額控除となり、最大40%の税額控除となります。

なお、この制度の適用期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度です。

令和4年度 入社式

4月1日（金）に令和4年度入社式が行われました。

本年度入社いたしましたのは、村上雪乃、馬場彩未の2名です。

所長訓示、在職者の歓迎の言葉、今後の抱負を述べました。



システムサポート課として内勤業務を担い、経験を積んだ後、監査課に異動になります。培った経験を生かして顧問先の皆様のお役に立てる様、精進いたします。どうぞよろしくお願い致します。